

第3回熊本県廃棄物処理計画検討委員会議事録

■日時 平成27年12月25日（金）午前10時～正午

■場所 ホテル熊本テルサ3階 たい樹（熊本市中央区水前寺公園 28-51）

■議事次第

1 開会

2 議事

（1） 第2回検討委員会での各委員からの意見等に対する修正点について

（2） 熊本県廃棄物処理計画素案「第5章 循環型社会形成のための目標・取組みの方向性」について

（3） 熊本県廃棄物処理計画素案「第7章 災害廃棄物の処理に関する事項（熊本県災害廃棄物処理計画）」について

■配付資料

資料1 第2回検討委員会での各委員からの意見等に対する修正点について

資料2 熊本県廃棄物処理計画（素案）

資料3 熊本県廃棄物処理計画における次期目標値設定の考え方について

参考資料1 熊本県廃棄物処理計画検討委員会設置要項、委員名簿

参考資料2 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（素案）

■出席者

柳瀬委員、田中委員、篠原委員、岩永委員、岸川委員、中田委員、森崎委員、藤井委員（委員8名中8名出席）

■事務局出席者（別添のとおり）

■議事録

午前10時開会

○城内審議員 ただ今から第3回熊本県廃棄物処理計画検討委員会を開会します。本日は、委員総数8名のところ、8名全員の方が御出席でございますので、熊本県廃棄物処理計画検討委員会設置要項第2条第3項の規定により、委員会が成立することをお知らせいたします。

それでは、まず、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。1枚目の議事次第の下に資料の一覧を記載しております。資料1、A4判1枚、資料2、冊子：熊本県廃棄物処理計画素案、資料3、A4 ホッチキス止め、参考資料1、検討委員会設置要綱、委員名簿、参考資料2、国の基本方針素案でございます。

それでは、これより設置要項第3条第2項の規定に基づき、篠原委員長に議事の進行をお願いいたします。

○篠原委員長 本日は、時間の都合もありますので、議題の(1)から(3)まで一括して事務局より説明をお願いして、その後、まとめて質疑の時間をとります。

それでは、議題(1)の、第2回検討委員会での各委員からの意見等に対する修正点について、議題(2)第5章 循環型社会のための目標・取組みの方向性、議題(3)第7章 災害廃棄物の処理に関する事項（熊本県廃棄物処理計画）につきまして、事務局よりまとめて説明をお願いします。

○小西主幹、江口参事 （資料1～3により説明）

○篠原委員長 皆さんの御意見に対する修正案等について、これらについて質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。はい。御説明された時にちゃんと補足されたと思いますので、なければ、これはもうこれでよしとします。

それでは、議題2、「第5章 循環型形成のための目標・取組みの方向性」について、皆さんのほうから御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。かなりの修正が入りましたので、前回に比べるとずいぶん充実した内容になっていると思うのですが。どうぞ。

○柳瀬委員 基本的にはよくできていると思いますが、最近、バイオマス化という、リサイクルとかというものも登場してきているような気がするのですが、そういうふうなことも、42ページの取組みの方向性のところには、加味されてるということでよろしいですか。

○篠原委員長 バイオマス等のリサイクルについての内容について、事務局からお願いします。

○小西主幹 はい。バイオマスにつきましては、現在、この計画に明記しているところは確かにございませんので、記載を検討していきたいと思います。

○柳瀬委員 5年間ですので、実際に、木チップなどのバイオマスというのは、もう動き出ししている事案もあるというふうに聞いていますので、そのあたりでのリサイクル技術とかというのは、どうしても、まだあがってくるのは現実的なところかなという、そういうところでバイオマスなどによるリサイクルも少し推進するという形でも構わないかなと思います。

○小西主幹 はい、分かりました。そこは明記させていただきます。

○篠原委員長 一応、明記される時、現在、木質バイオマスについては、かなりあちこちで計画ができておりますし、実際稼働しているところもございます。いろいろな方法でやりますと、熊本県だけではなくて九州全体の森林に対するバイオマスも、利用率の限界がきているということで、熊本県はどのぐらい利用できるかと、計画があがっているのを含めて、将来5年間の計画ですので、どういうふうに木材を、資源として、切り分けて熊本県でバイオマスをやっていくかというようなことも書いたほうがいいかもいいかもしれないですね。

○坂本環境局長 委員長、よろしいですか。

○篠原委員長 はい、どうぞ。

○坂本環境局長 委員長のほうから御指摘いただいたことで、林地残材等の量など見極めながら進めていくという形の表現に書き直させていただきたいと考えています。あと、家畜ふん尿等のバイオマスの関係もございますので、そのあたりについても少し触れさせていただこうと思います。

○篠原委員長 今日で終わりじゃないですよ。まだ何回かあるでしょう、この会議は。いかがでしょうか。

○小西主幹 回数につきましては今回がもう最後と考えております。

○篠原委員長 それでは、各委員の方に持ち回りといいますか、こういうふうに追加したいと了承いただくことになりますか。

○小西主幹 はい。

○篠原委員長 ここを追加したいということで、皆さんにご周知願います。

○小西主幹 はい。分かりました。そのようにさせていただきます。

○篠原委員長 この第5章はよろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○田中委員 42 ページの2の、学校及び地域における環境教育・環境学習の推進というところで、2番目の○のところの2行目のところに、「資源循環型社会の形成のための環境教育を中心に環境学習を実施します」とありますけれども、環境教育ということだけでなく消費者教育の中には環境教育も含まれていまして、金融教育とか、他の法教育とかいろいろも含まれているんですけれども、環境教育だけに焦点を当てるということではなくて、消費者教育も含めて、又は消費者教育と連携しながら環境教育をやっていくというふうにすると、少し幅が広がるのではないかなと思います。

というのは、実は11月30日、こちらのほうの水銀体温計回収のキャンペーンの時に、私ども消費者団体が消費者大会というのを開催させていただきましたが、その時に参加した者の中で、地域に消費者啓発、消費者教育に行っている者が、その時にもらったチラシ、さらに聞いたお話を、一緒に終わりのほうで、現在こういうことをやっていますということで皆さんにお知らせしたということがありました。環境教育、消費者教育というと漠然として分かりにくいということがありますけれども、そこと一緒になってやるということで県民に浸透していくのではないかと思います。そのところは環境教育だけで独立しているよりも消費者教育と共同でやるというようなのも、何か表現の中に入れていただくと少し身近に感じるのかなと思いました。

○篠原委員長 はい、ありがとうございました。事務局どうぞ。

○小西主幹 田中委員がおっしゃったのは、この環境教育、ごみ問題などが一番消費者に身近な問題で消費者教育につながるという意味で、こういうのをうまく活用しながら、その消費者教育の分野でも、効果があるような形ということで考えてよろしいのでしょうか。

○篠原委員長 はいどうぞ。

○田中委員 消費者教育自体が環境教育も含んでいるというところですか。なかなか消費者教育というとどんなふう感じておられるか分かりませんが、消費者市民社会とって、消費者教育の中で環境も考えて継続的な社会を形成していくための、そういう消費者になりましょうというようなことが言われております。消費者教育というときにイメージとして、どんなに受け取られているかは分かりませんが、とにかく生活に関連するもの全てを生活者の視点で見て消費者教育だと思います。例えば県の消費生活課のほうではいろんなところに消費者講座として行っておりますから、その時に一緒になって啓発をしてもらおうということで、よりたくさ

んの県民に伝わることができるということで、連携しながらやっていていただきたいという気持ちがあります。

○篠原委員長 はい。坂本局長、何か御意見ありますか。

○坂本環境局長 お答えします。先ほど田中委員のほうからご指摘があった2点目は、あくまでエコアくまもとでどういうことをやるかということを書かせていただいておりますので、そこはそのような形でさせていただきたい。ご指摘の3点目のところで、それぞれの多様な次第の中で環境教育、環境学習を推進していくという形で記載をさせていただいておりますので、そのところは、田中委員のご指摘の部分をどのような形で入れ込めるかは少し工夫をさせていただきたいと思います。

○篠原委員長 はい。何らかの文言が入る記載をしていただきたいと思います。

他に第5章、ございませんでしょうか。今回、最後ということではありますが、いくつか修正、追加ありましたので、まだ最終的に、まとめるまで時間ございますので第5章で気が付いたことがございましたら事務局までぜひ申し出ていただいて、その結果については、また全委員のほうに、皆さんにご周知いただくようになっていきますので。

それでは、第7章災害廃棄物関係について、大変膨大な資料が付いております。この災害廃棄物については熊本県でも、つくるのは初めてということで、かなり模索されているところで、いろいろ御苦労なことがあるみたいですが、この問題についてはまだまだ追加とか、変更がありそうな気がするのですが、何かございますか。はいどうぞ。

○柳瀬委員 前回ちょっと欠席をしましたので、あれなんですけれども、一つ、まずこの計画書は一応概要ということでよろしいんですかね。いわゆる、これを受けてもう少し県で詳細なマニュアルをつくるとか、市町村でマニュアルをつくるとか、そういう形になるということの、その方向でよろしいんですか。

○小西主幹 この計画は、県の災害廃棄物処理計画としての位置付けでつくらせていただいております。これを受けまして市町村が実際に処理主体になりますので、市町村のほうに具体の、例えば仮置場とか、今後の体制等の計画を策定していただくという形で考えております。

○柳瀬委員 分かりました。そうしましたら、この中に、58ページ、協力体制のところも含めてなのですが、いわゆる被災した廃棄物の収集運搬に対するシステムと

いうか、そこが何か、収集運搬に関しては一切ないような気がしてたので、そのところは、いわゆる市町村のパッカー車、それから産廃業者さんの車両等の使用など収集運搬体制の統一とか必要じゃないかなということで、一応、協力体制とは書いてあるのですが、ここには共同収集とあるんですけども、まず収集運搬のところは、ちょっと抜けているような感じがちょっといたします。

それから2点目は54ページのところを含めてなのですが、まず、その表7-2-1のところは、いわゆる災害予防、応急対応、それから復旧・復興ということで書いてあるけれど、それで市町村との、その計画策定とか、その中身として体制整備とか情報収集とかあるのですが、これ、表か何かにしていただいて、市町村はどこどことどれを対応をやりますというふうな、何か一覧表にさせていただいたほうがいいのかなということです。

それから、全体的に見せていただいたときに、今度は処理をやる場合に仮置場とか二次保管、二次施設とかあるんですけども、では、そこまでのその、例えばいわゆる被災地、被災場所から一次置場、あるいは二次置場、そういうところまでの収集運搬はどこが担当するのか、どういう対応するのかというのは、市が対応するのか県が対応するのかというのは正直言って分からないところがあって、個別的な話になってくると結構議論して、「いや、それは市だ、県だ」という話になる可能性もあるかなという気がちょっとしましたので、そういう面では何かそういうふうなところの、これはここがやるんだ、どうやるんだという、何か、ある程度のもを書いてたほうがいいのかなと。というのは、マニュアルか何かでそれができるようになったら、もうそれでいいのかなと思っていたものですから。そのあたりは少し工夫したほうがいいのかなという気がします。

それともう一つ、3点目ですが、一応この自治体の計画をずっとやってありますけども、まず一つは仮に地震があった場合には、施設自体が被害を受けている場合はどう対応するかという話がある。いわゆる、焼却施設がもう動かないよという話になったときにどうするのかという話。

それから、被災をしているところと、一応これはそれぞれの地区で全て対応するというような形のイメージだと、73ページなんか、その中の例としてはそういうイメージだと思うんですけども、では今度は被災をした場所のごみと、被災をしていないところのごみ、日常生活のごみをどうするのか。要するに被災されていないところは日常のごみがずっと出てくるからですね。被災したところは、まずそれがバツと別途出てくるわけですから、要するにごみが増えるわけですね。じゃあ、それが焼却施設とか埋め立てしていくとしての、その対応として、いわゆる、まかなえるのかまかなえないのかというのは、これ、要するに結果的に県外処理とか民間の産廃処理施設とかというところに対応せざるを得ないというところが出てくるんだと思うんです。そのあたりの、そのイメージがちょっとつかめてないというのはあ

と思います。実際に宮城県なんかでいきますと、埋め立てなんかでいきましたら、いわゆる市町村の埋め立て地で約2倍埋まっていると。民間の産廃処理施設にお願いしたのがあるということです。

それともう一つ、破碎をした後に、例えば最終処分場に持っていくときに、いわゆる土砂なんかの残土とか津波廃棄物は、じゃあ安定型でいいんですか、管理型でいいんですかという、選別したものは管理型になると思います。やはり、そのあたりの部分とかというのが結構いろいろな形で出てくるだろうというふうな気がしますので。そのあたりが出てくる。ただ、我々はそのままでこれに載せない駄目と、ずっとあったものですから、その点が少し、やはり検討する必要があるのかなという気がします。

すいません、ちょっと一気にいろいろ言って。

○篠原委員長 大変貴重な御意見いただきました。事務局。はい、対応を。

○小西主幹 個別にいきますと、確かに委員のほうからも御意見がありましたような、具体の中身になっていきますと、あれはどうだこうだっていう話がまさしく出てくると思います。私どもとしましては、先ほどの個別の収集運搬、管理型、安定型どちらに持っていくか、焼却施設が被害に遭っているのかどうかとかいうところは、当計画でも収集運搬等につきましては先ほどの役割の分担の中にもありましたとおり、市町村と熊本県産廃協会等がもう協定を結んで実際に実働的に、今回の台風の時もありましたけれども、そういう収集運搬の協定とか結ばれて体制を整えられてはいます。ですけれども、そういうちょっと細かくて見えない部分があると思いますので、また市町村が計画策定しやすいように、きちんとある程度、また細かいものを、準備していく必要が別途あるのかなとは考えております。

○岡田課長 基本的に、災害対応は一次的には市町村の役割になりますので、今回、県の災害廃棄物処理計画をつくりまして、これにならった形で各市町村で災害廃棄物処理計画というのをつくっていただきます。その際、災害はどこで発生するか分からない話ですから、例えばそのうち仮置場が1か所ではなくて、複数か所用意するとか、あと、先ほど御指摘がありました収集運搬とか、あるいは処理能力を超えるような災害が起こった場合とか、あるいは処理施設自体が被災した場合とかということも想定されますので、そういった場合はこの表に、58 ページの図 7-2-5 にあります被災市町村とそれから支援市町村の間で災害支援協定を結んだりとか、あるいは先ほどの質疑でもありましたように、熊本県産業廃棄物協会のほうと協定を結んでいただくとか、そういった点でカバーしていく形になると思います。より細かく具体的な計画については、各市町村がつくる災害廃棄物処理計画の中で問題が明

らかになっていくかと思えます。

それと、県境をまたぐような大きな災害があった場合には、例えば南海トラフ地震が想定されるのですが、これは今後、各県、市町村が計画をつくった時点で、防災のほうで実用的な協議をしますように、九州全体でどうするかとか、そういったことの協議が今後進んでいくのかなというふうに思っております。

○篠原委員長 はい。私、お聞きしとって、一つだけ感じるのは、この県の計画は、市町村はもうこれにならってつくるわけですので、先生が提案されたようなことについては、ここらで項目としてある程度挙げておかななくてはいけないのではないかなと思うんですね。これについて、収集運搬についてはそういう協力体制をつくってもらうとか、施設が壊れて使用不能になった場合には、代替施設については順次県と協議してやっていくとかですね。他県も含めて全体的な協議するとか何か、そういうふうな指針みたいなのを中に書いてないと、市町村はつくりにくいんですね。はい、どうぞ。

○岡田課長 一応、市町村が一番最初に考えるときに、仮置場の確保とかそういったところが出てくると思うので、66 ページの表 7-3-7 には、文字でかなり書いてあるので読みにくいのですが、複数箇所検討するとか、こういった地域を選定するとかというようなことを割と具体的に記載しております。あと、その処理能力を超える部分というのは、たぶん想定をどこに置くかというのに変わってくると思いますので、そこを目標にしたように協定を結んでいくとか、そういった形でカバーするというふうなことを検討していただく。一応、この計画案の中にそのマニュアル的なことも網羅しているというふうにつくっています。

○篠原委員長 それと、54 ページの質問の表 7-2-1 については、もっと分かりやすくできればいいのではと思う。全部見ていくと中身が一緒なのではということで。そういう提案があったということで、それについては事務局。

○小西主幹 はい。チェックシートのような形にできるか、考えながらやってみます。

○坂本環境局長 先ほど先生から言われて、なるほどだなと思ったのは、阿蘇の時に、やはり熊本県産業廃棄物協会のほうに大変お世話になって、いろいろ御活躍ただいたんですが、やはりその時に阿蘇市と協会とのつなぎのところが、具体的なところは、何らかの形のものが必要なんだろうなという感じは受けましたので、そこは、これの計画とはちょっと別な形で、そこは改めて少し、協会ともまた詳細な

ところを打ち合わせをさせていただかないといけないし、今日、阿蘇市からもおみえですし、当時のことももう一回振り返っていただいて、どういうことをやったほうがいいのかも踏まえて、そういうところは別途考えたいと思います。

それと併せまして、一つ、ちょっと抜けているなと思いましたが、各施設のリスク管理の部分先ほど御指摘をいただいておりますけれども、これはちょっと全体の計画から抜けているような感じがいたしますので、それについては項目を増やすべきかなというふうに考えますので、そこは御指摘に併せまして追記を考えたいと思います。後ほど、先生にも少し具体的なところを御相談をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○篠原委員長 よろしく願いいたします。阿蘇市藤井委員から発言、どうぞ。

○藤井委員 はい。阿蘇市です。今回、この廃棄物処理計画の中で災害廃棄物にこれだけかけていただいて、膨大な量になって、非常に、大変ありがとうございます。先ほどから議題になっております収集運搬とか、そういう部分につきましては、私たちも一度、災害廃棄物の処理計画は、一応簡単につくっておりました。実際に災害になってしまいますと、どう動いていいのかというのが分からないんですね。それで東日本大震災の時につくってあった、県のものだったと思いますが、そのマニュアルを見て、だいたいそれにまねしてと言いますか、それを見て動きました。例えば電化製品はどうするか、タイヤはどうするか、家の倒壊したものはどちらなんだとかいう、そういうふうなのはそれを見てさせていただいて対処しました。また、別途、これと別に、その時の災害廃棄物処理対策マニュアルみたいなものがあると非常に、すぐ初動ができるのかなというのは思っております。

それから、先ほどもありましたが、仮置場ですね。処理計画を各市町村ごとにつくっていただいて、仮置場をまず決めてもらって、簡単に言うと、おおまかな分別をするというのが大事です。市町村の職員等がそこに行って、ここに置いてくださいと、やかましく言う人が必要なんですね。各地から搬入してきてそのまんまダンブでひっくり返していくものですから、現場での職員のやり方とか準備しておく必要がありますので、ここに、計画の中で十分煮詰めて見直しとかもやっていく必要があるかなと思います。

ちょっと別になりますが、81 ページに、見て分かりますように処理施設の処理能力ということで書いてありますが、阿蘇地域においては処理施設がなくて、阿蘇地域においてはどこかのお世話にならなくてはいけないという状況で、熊本県下、各それぞれの施設をお持ちの、一番、距離が近いほうがいいんですけれども、運搬経費が、そうすると料金的にも安いということで、各市町村にお世話になっていかないといけないということの認識で、この計画も見ていただかなくては仕方ないので

すが、14 ページの文言で、阿蘇地域の人たちと熊本県下の市町村の認識が十分保っていければこれでいいと思います。将来にあたっては、阿蘇地域は心配ということがあります。小なり大なりの災害がこないことを祈っておりますけれども。今回、この計画資料に盛り込んでいただいて本当にありがたいというふうに思っております。以上でございます。

○篠原委員長 はい。ありがとうございました。

○中田委員 ちょっといいですか。

○篠原委員長 はい。

○中田委員 今、阿蘇市さんから出ましたが、県と各自治体と協会と協定を締結しています。その際に、災害廃棄物対応マニュアルを作成しまして、各自治体に配布しています。収集をどうするか、分別に人員を出すか、機械等もどうするか、協会員名簿を記載しまして、そういう内容の十分なマニュアルをお渡しして、参考としては活用させていただくと思っております。

また、この資料の 69 ページの適正処理困難物等という項目がここにあります。今後この項目の中で重要視される部分というのは太陽光パネルですね。災害が発生した場合に、太陽光パネルは、今、国でも問題に取り上げられていると思っておりますけれども、今後の処理をどうするか、取り扱いをどうするかという問題が重要視されていると思っております。太陽光パネルは、安易には取り扱いができないということです。例えば今、処分量として、このパネルについて問い合わせがあったとしても、私たちの業界のほうでも、今、確定していませんから、取扱いが困難なんです。リサイクルできるのか、破碎してしまったらどうなるという問題があります。

また、地震災害があった場合に、自治体が企業誘致された事業者が扱っている特殊なものもあると思っております。そういった場合も含めて仮置きという形になった場合に、例えば PCB とかアスベストなど十分注意することってありますけれども、病院関係の感染物、そういった問題が特別管理産業廃棄物に指定してある項目に、一廃と産廃をまたいであると思っております。災害が発生した場合、仮置きと処分との部分を、自治体がどう判断できるかというのが問題ではないかというふうに思うんです。そこが、例えばこの、僕が見ている限りは 72 ページの事務委託等により、県のほうから、どういうように管理して、どういうふうに指導していただくかというところが、ここの中に記載できないかなというふうに感じましたけれども、いかがでしょうか。

○篠原委員長 はい、事務局。太陽光パネルの問題からお願いします。

○岡田課長 太陽光パネルの問題については、御指摘のとおり報道されていますけれども、20年程度たてば、今、買取制度で盛んに作られておりますけれども、これは耐用年数を経過するというので、将来大量に廃棄物として出てくるというような、これに対してどう対応するかということで、環境省と経済産業省のほうで調査研究を行っているところです。近々、方針的なものが出てくるかと思いますが、現時点で言いますと、事業所から地域に大量に廃棄物として出てくるというような状況は出ておりませんで、考えられますのは先ほどおっしゃったように自然災害等であれば、そういったことは想定されると。今の状況で建物解体によって出てきた太陽光パネルの廃棄物については、産業廃棄物として扱うということになっています。ということですので、先ほどおっしゃったような仮置きをどうするかとか、そういったことは出てくるかなというふうには思っております。今のところ産業廃棄物になりますので、排出者が責任を持って各業者のほうに処理をお願いするというふうな形になるかと思えます。

○坂本環境局長 今回の点ではちょっと、先ほど言いましたように御指摘いただいたマニュアルを作るかどうかは別としても、計画で何もかも盛り込むというのはまず不可能だと思いますので、そこは徐々に増やすような形で、別途留意事項みたいなものを、きちんと整理をさせていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど事務委託のところを盛り込むことということで中田委員のほうから御指摘をいただきましたが、事務委託は基本的には市町村がやれないものをやるのが事務委託ですので、県としてはその前の段階で整理をしております市町村と県との役割の中で、県はやはりその全体のところの広域調整だとか、その市町村に対する指導とか、そういうものを徹底をさせていただきたいと思えますので、前のところの整理表のところ、先ほどチェックをすればいいようなシートにしたほうがいいのかというお話もいただいておりますので、そこをもう少し分かりやすいような形で、中田委員の御指摘も踏まえて、そのところをチェックシートみたいな形で、作ってまいりたいというふうに考えております。

○篠原委員長 それと、産廃と一廃が混じったような、企業誘致の話がさきほど出ましたけれど、そういった場合はどういうふうにするかという、それもそれに盛り込むという形になりますか。

○坂本環境局長 基本的には別途のものに、きちんと盛り込ませていただくような形を多分使わせていただきたいと思います。これに全てを盛り込むのは、やはりな

かなか難しいと思いますので。

○篠原委員長 はい、どうぞ。

○岡田課長 災害廃棄物の処理計画というのは、要するに災害によって一時的に大量に発生した廃棄物をどう処理するかになりますので、廃棄物としては一番多く出てくる可能性があるというのは一般廃棄物ということで市町村が事業者へ委託する。先ほど、防災も全部そうなんですけれども、実際に経験された阿蘇市さんですとかというのは、どういった形でこういったことが起きるかというのも身を持って体験されているので、今後また同じようなことがあった場合は、これまで以上に適切に処理が進むかと思うのですが、多くの市町村がそういった災害、経験ない中でやっていくものですから、まずはその想定をしながら、どういったことが起こるかというのを、自ら計画を立てて主体性を持って検討をしていくということが一番大事なかなと思います。

そういう意味で、67 ページに仮置場のレイアウト図というのが書いてありますが、実はこういうのはものすごく大事なところで、先ほど搬入とありましたが、基本的には被災された方々は自分のところの災害ごみをどんどん運んでいくんですね。常総市の水害のときにも問題になったのですが、要するに災害ごみを積んだ個人のトラックが列をなしてなかなか進まないというふうな、そういうことが想定されますので、まずはこういったレイアウト例で自らの市町村であった場合、どこがこういうことが考えられるかというふうな、搬入ルートとか搬出ルートとかそういったところを入れるとか。基本、一度に大量に出ますので、あとはだんだんと処理能力の中で処理していくと。大規模災害でも3年以内に処理するということになりますので、例えば処理施設が被災したとかそういったことになれば、先ほど言いましたように協定を結んでいるところから助けていただくとか、各県内の施設の処理能力あたり出してますのも、生活ごみと災害廃棄物をどうするかというような、それは処理能力を見ながら能力が高いところと、日ごろその連携を結んでおくとか、そういった工夫を共有して、より実態に近い形で計画をつくるのが、まずは大事なかなというふうに思っております。そういう意味では県の計画を示してますので、市町村のほうでこれを参考に、また、我々も問い合わせしながら計画をつくっていただくのが、まずスタートかなというふうに思ってます。

○篠原委員長 はい、ありがとうございます。よろしゅうございますか。そういうふうに整理していくということで、そういう別途、そういうマニュアルという形とかどうか分かりませんが、そういう形で出していただくと。ということで、それともう一つ私のほうから、言葉の使い方なのですが、70 ページの表 7-3-11 に、

区分のところに有毒性と書いてあるのですが、これ、有害性にしたほうがいいのではないですか。ペンキ塗料とかペンキなんか有毒性といわれると困ってしまうので。

○小西主幹 分かりました。

○篠原委員長 よろしく申し上げます。

○小西主幹 はい、分かりました。

○篠原委員長 よろしゅうございますかね。ということで、まだ、この処理計画については、本来なら今日ここで見ておいていただいて、県の環境審議会のほうにこれを提出するという形なのですが、いかがでしょうか、局長。

○坂本環境局長 後ほど、スケジュールに関しては事務局の方から説明しますが、今日いただいた御意見については、少し私どもで整理して、委員に全て事前に配布をさせていただいて、その後、最終的には篠原委員長のほうに御一任をいただいて委員長と事務局のほうで最終調整をさせていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

○一同 異議なし。

○篠原委員長 ありがとうございます。それでは、修正、追加等があった後に、皆さんに早急に御承諾いただいて県の環境審議会に提出するということにしたいと思えます。よろしく願いいたします。

では、今日の議題、だいぶ押し詰めて終わりましたので、事務局のほうから何か。

○城内審議員 それでは、長時間の御審議、大変ありがとうございました。3回に渡りまして御審議いただきました、この廃棄物処理計画の素案でございませけれども、今、流れにつきましては会議の中で御了承がありましたように、各委員さんから出されました意見について整理をした上でお諮りして、委員長と事務局のほうで調整しました後に、環境審議会の前にパブリックコメントと、各市町村への意見照会も予定しております。そういったことを踏まえた上で、環境審議会で答申という形を経まして、最終的に確定という形になりますことを御報告しておきます。

それでは最後に、坂本環境局長からごあいさつを申し上げます。

○坂本環境局長 今日はどうもありがとうございました。年末の大変お忙しい時に、

押し迫って、会議を開催しまして、皆さん、大変お忙しい中、御参加をいただきまして、また、貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございます。

今回、私どもの災害廃棄物の処理計画等を、全く新しく、今回つくらせていただきましたものですから、かなりとまどいを持ちながらつくっているのが現状でございます。皆さま方から貴重な御意見をいただいておりますので、これをまた参考にしながらより良い計画にしていきたいというふうに思います。ただ、計画はつくってしまえば終わりということではなくて、それからどのような形で実行していくかが、また大切になってくるかと思っておりますので、市町村ならびに熊本県産業廃棄物協会の皆さま方と、連携を密にしながら、しっかりとした取組みで参りたいと思っておりますので、今後とも御指導御鞭撻をよろしくお願いしまして、私からの挨拶にさせていただきます。良いお年をお迎えください。本当にありがとうございました。

○篠原委員長　ありがとうございました。

別紙

部 局	所 属	職 名	氏 名
知事公室	危機管理防災課	参事	堤 正治
健康福祉部	医療政策課	参事	井手口 恵美
環境生活部	環境立県推進課	主事	植竹 慧介
	環境保全課	課長補佐	岩井 政博
商工観光労働部	産業支援課	審議員	上田 哲也
農林水産部	流通企画課	主任技師	中尾 郁美
	農業技術課	課長補佐	上野 周子
	園芸課	主任技師	城本一剛
	技術管理課	主幹	猿渡 真司
土木部	土木技術管理室	主幹	甲斐 祐亮
		参事	大塚 秀徳
	下水環境課	主幹	小見山 勤也
		主幹	林 浩介
	建築課	主任技師	白石 将教
警察本部	生活環境課	企画指導係長	小田原 成治
教育庁	義務教育課		
	社会教育課		
環境生活部	環境局	環境局長	坂本 孝広
	廃棄物対策課	廃棄物対策課長	岡田 浩
		審議員	城内 智昭
		主幹	小西 英夫
		主幹	廣畑 昌章
		参事	江口 雅彦